

鳥取県人事委員会告示第1号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成22年4月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

- 1 調査の名称
平成22年職種別民間給与実態調査付帯調査
- 2 調査の目的
この調査は、的確に民間の勤務条件を把握し、適正な人事行政の推進に必要な資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内事業所
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 民間における役付手当の状況
 - イ 高齢層従業員の給与カーブ
 - ウ 出向制度及び給与額
 - エ 高位の職の役員就任状況、給与額及び勤務時間
 - オ 通勤手当
 - カ 住居手当
 - (2) その基準となる期間
7に同じ。
- 5 報告を求める者
鳥取県人事委員会
- 6 報告を求めるために用いる方法
本年、職種別民間給与実態調査の実施を予定している事業所を鳥取県人事委員会事務局の職員が訪問し、調査票の内容について聴き取る方法で行う。
- 7 報告を求める期間
平成22年5月1日から同年7月30日まで
- 8 調査票情報の保存期間
5年間
- 9 結果の公表方法
鳥取県人事委員会のホームページで公表する。